



感染予防と感染拡大防止のために

新型コロナウイルス感染症がデルタ株などの感染力の強い変異株の出現により全国的に感染が広がっている状況です。

医療崩壊を防ぎ、ウイルスのまん延を出来るだけ早く終えるためには、一人ひとりが、人との接触機会を減らし、引き続き、M（適切なマスク着用）・A（アルコール消毒）・S（アクリル板で遮蔽）・K（距離と換気）の基本的な感染防止対策を徹底していただくことが必要です。

また、ワクチン接種を受けたからといっても感染を完全に防げるものではありませんので、徹底した感染防止対策をお願いします。

《感染拡大防止のために》

- 密閉・密集・密接の3つの密をさけましょう。
- こまめに手洗い、うがいをしましょう。
- アルコールなどによる消毒を行いましょう。
- 適切なマスクの着用をしましょう。



《不織布マスクの推奨》

一般的なマスクでは、不織布マスクが感染防止に最も高い効果を持ちます。

厚生労働省によると仮に50cmの近距離の場合では、相手だけがマスクを着用した状態でウイルスの吸い込み量を布マスクで7%削減、不織布マスクだと47%削減することができると言われています。

感染拡大を防ぐために、話す時はいつでもマスクの着用、特に不織布マスクの着用を心がけましょう。

皆さんの意識や行動が、感染拡大の抑制につながります。一人ひとりが適切な行動を取るようお願いします。

照会先 保険健康課健康推進係 電話（85）0800（さくら館内）

★ホームページ URL <http://www.town.hakone.kanagawa.jp>

★「広報はこね」が届いていない方は、役場、出張所、出先機関などに置いてあります。
（発行／箱根町役場 〒250-0398 箱根町湯本 256 番地）

～裏面もご覧ください～

ハザードマップの活用について

土石流やがけ崩れによって被害の恐れがある区域や洪水によって浸水の恐れがある区域、その他避難所などの防災情報が掲載された「はこね防災マップ（土砂災害・洪水ハザードマップ）」を8月10日号の回覧で配布しました。

近年、台風や大雨による被害が全国的に多くなっているため、台風のシーズン前に、新しいマップを活用して災害時の行動を再確認しましょう。

【前回のハザードマップからの変更点】

- ・ 急傾斜地の土砂災害警戒区域（イエローゾーン）の中から特に危険な場所が特別警戒区域（レッドゾーン）として新しく県に指定されました。
- ・ 想定しうる最大の雨量を基準として作成した浸水想定区域が、新しく県により指定されました。

【はこね防災マップの使い方】

- ① まず、自分の家の位置を把握しましょう。
- ② 家の周辺の洪水浸水や土砂災害の危険を確認しましょう。
- ③ 家から避難場所・避難所までの経路を確認しましょう。
- ④ 家族や近所の人と避難について話し合しましょう。
- ⑤ 自ら避難経路を歩いて、問題点を発見しましょう。



※実際に歩いてみると、ハザードマップには記載されていない危険（古木、ブロック塀など）に気付くことがあります。自分でハザードマップに書き加えておくと便利です。

災害時の前進基地の開設について

大雨等により「警戒レベル3 高齢者等避難」を発令する見込みが高い場合、役場本庁舎のほか、事前に町内の4か所に「**前進基地**」を開設します。

前進基地では、各地域の被災状況の収集や災害対策本部との情報共有を行っているほか、町民からの災害に関する問い合わせへの対応も行っています。

★注意★

突発的なゲリラ豪雨などによる大雨警報発表の場合、前進基地の開設が遅れる可能性があります。また、大雨等による被害の恐れが少ない場合は、前進基地の早期閉鎖や開設をしないこともあります。

【前進基地の一覧】

※開設している場合は、夜間も問い合わせ可能です。

前進基地等 施設名	役場本庁舎 (湯本地域)	温泉出張所 (温泉地域)	宮城野出張所 (宮城野地域)	仙石原出張所 (仙石原地域)	箱根出張所 (箱根地域)
電話番号	85-9561	82-2742	82-2743	84-8404	83-6004

照会先 総務防災課防災対策室 電話（85）9561

月 日	
サイン	

★ 読み終わったらすぐ次の方へ回覧しましょう。

★ この回覧「まちだより」は町のホームページにも掲載しています。【令和3年9月10日発行】

災害時の食の備え教室 ～災害時に困らないために～



地震や台風などの被害が発生したときは、調理ができないことや食品が手に入らないなど、食生活に支障がある場合があります。また、大規模な災害が発生すると、支援物資が届くまでには数日間かかるといわれています。

その間、自分や家族の「食」を守るために、日ごろから、飲料水や食料品を備えておき、調理ができる力を身につけておくことで安心です。

今回は、ローリングストック法の考えを取り入れて、家庭でも手軽に備えておける食料品や備蓄品を使った調理を行います。

興味がある方は、ぜひ参加してください。

- 【日時】 10月7日（木） 10時～12時
【場所】 大平台集会所 （箱根町大平台 353-1）
【内容】 講話、デモンストレーション、体操

テーマ: 「できることから始めよう！

～ローリングストック法を活用しよう～」

講師: 栄養士

実習内容: 卓上ガスコンロを使って、パッククッキングのデモンストレーションを行います。

〈メニュー〉

- ・きのこの混ぜごはん
- ・大豆のトマト煮
- ・フルーツゼリー など

- 【定員】 12人（申込順）
【対象】 町内在住の方
【持ち物】 筆記用具
【申込方法】 電話または直接申し込んでください。
【申込期限】 9月30日（木）
【協力団体】 箱根町食育サポートメイト六彩会 箱根元気会
【その他】 駐車場スペースがないため、公共交通機関を利用してください。



体操があるため、軽く体を動かせる服装で来てください。

申込・照会先 保険健康課健康推進係 電話（85）0800（さくら館内）

防災行政無線などを用いた全国一斉の 緊急情報伝達試験の実施について

地震・津波や武力攻撃などの災害時に、全国瞬時警報システム（Ｊアラート）から送られてくる国からの緊急情報を、様々な手段を用いて確実に住民のみなさんに伝えるために情報伝達試験を実施します。

試験ですので、間違えないよう注意してください。

【実施日時】

10月6日（水）11時

【内容】

防災行政無線、町ホームページ、町メールマガジン、t v k データ放送、twitter
を用いた情報伝達試験

【放送内容】

〈上り音チャイム〉これはＪアラートのテストです。これはＪアラートのテストです。これはＪアラートのテストです。こちらはぼうさいはこねです。〈下り音チャイム〉

【その他】

気象状況などによっては中止となる場合があります。

Ｊアラートとは、地震・津波や武力攻撃などの緊急情報を、国から人工衛星などを通じて瞬時に伝えるシステムです。

照会先 総務防災課防災対策室 電話（85）9561

郷土資料館秋季企画展

『箱根を拓くー渋沢栄一と箱根ー』開催

今年のNHK大河ドラマ「青天を衝け」の主人公であり、2024年には一万円札の顔となる渋沢栄一は、その生涯で500以上の企業や経済団体の設立などに関与し、「日本資本主義の父」と呼ばれるなど、その実業家としての姿勢や考え方は、今なお高く評価されています。

郷土資料館では、渋沢栄一の数多くの事業の中で、箱根ゆかりの事業や足跡を広く紹介する企画展「箱根を拓くー渋沢栄一と箱根ー」を開催します。

明治13年(1880)に耕牧舎という牧場を開いてから、最晩年の昭和5年(1930)に大涌谷の温泉を広く供給する箱根温泉供給株式会社を設立するまで、渋沢栄一が箱根で関わった事業や足跡などを、さまざまな資料や写真を通して紹介します。

今、注目の偉人・渋沢栄一がここ箱根に遺した足跡を、ぜひ見てください。

【開催期間】 10月2日(土)～11月28日(日)

【開館時間】 9時～16時30分(入館16時まで)

【休館日】 毎週水曜日、月末最終月曜日

【入館料】 大人(高校生以上)300円 小中学生 150円

※期間中、町内在住の小中学生は無料で入館できます。

照会先 郷土資料館(教育委員会生涯学習課) 電話(85)7601



大正9年(1920)、仙石原の耕牧舎跡地を訪れた渋沢(中央・黒のシルクハットをかぶった人物)

写真提供：渋沢史料館

町外の古刹・名刹を訪ねる会

山梨県富士吉田市 新屋山神社・北口本宮富士浅間神社

公益財団法人箱根町文化・スポーツ財団では、次のとおり古刹・名刹を訪ねる会を実施します。この機会に知識を深め、感動を味わってみませんか。

新型コロナウイルス感染症対策のため、定員を半分にバスは2席に1人で乗車することができます。

【日時】 10月14(木)7時40分～17時30分(予定)

【見学施設】 新屋山神社(富士吉田市新屋1230)

北口本宮富士浅間神社(富士吉田市上吉田5558)

【日程】

町内各地(箱根町7:40～仙石原8:40)～御殿場～新屋山神社(9:45-10:30)
～北口本宮富士浅間神社(10:35～11:35)～昼食:浅間茶屋(11:40-12:40)
～西湖いやしの里根場(13:20-14:50)～富士五湖道路
～道の駅すばしり～町内各地(仙石原16:30～箱根町17:30)

*各地の出発・到着時間などは申込後、参加者に連絡します。

【対象】 当財団賛助会員および町内在住、在勤者

【定員】 20人(先着順)

【参加費】 3,300円(昼食代を含む。当日徴収。)

※当財団の賛助会員は、割引があります。

【申込方法】 電話で申し込んでください。

【申込期間】 賛助会員は9月14日(火)9時30分から

一般の方は9月17日(金)9時30分から定員に達するまで。

【旅行実施申込先】(株)箱根観光旅館協会 神奈川県知事登録旅行業第3-347号
電話(85)6777(営業時間9時30分～18時30分)

【利用バス会社】 箱根登山観光バス(株)神奈川県知事登録旅行業第2-820号

【その他】

新屋山神社は、西暦1534年の創建で、富士山2合目に奥宮をもち、本宮の御社は水源や森の近くで原生林が繁茂する小高い丘にあり、古くから山を守る神、産業の神として信仰されている神社です。北口本宮富士浅間神社は西暦110年、大塚丘に浅間大神と日本武尊をお祀りし創建され、原始古代から畏敬の念をもって信仰の対象とされた富士山を遥かに拝み祭祀を行う場として、富士山信仰を支えた神社です。

*新型コロナウイルス感染症対策の状況により実施を取りやめる場合があります。

企画・照会先(公財)箱根町文化・スポーツ財団 電話(87)5222

回覧「まちだより」【令和3年9月10日発行】

「箱根町交通安全計画」素案への意見を募集します！

町では、交通安全対策基本法に基づき「箱根町交通安全計画」を昭和46年度に策定し、誰もが安全で安心して暮らせるまちづくりの実現のために交通安全対策を推進していますが、現在、本町を取り巻く状況を踏まえて、第11次「箱根町交通安全計画」（令和3年度～7年度までの5カ年計画）の策定に取り組んでいます。

この度、案について公表するとともに、広く皆さんから意見をいただくため、パブリックコメントを募集します。

【閲覧および意見募集期間】

9月10日（金）～10月11日（月）

【閲覧場所】

総務防災課（町民係）および出張所窓口

※町ホームページ【ホーム＞行政情報＞各課のページ＞総務防災課】でも閲覧できます。

【意見の提出方法】

所定意見書に必要事項を記入して、総務防災課（町民係）、出張所窓口を持参するか、郵送、ファックス、Eメールで提出してください。

※所定意見書は総務防災課（町民係）および出張所窓口に設置しています。

また町ホームページ【ホーム＞行政情報＞各課のページ＞総務防災課】からもダウンロードできます。

【意見を提出できる方】

- ・町内に住所を有する者
- ・町内に別荘を有する者
- ・町内で働く者
- ・町内で学ぶ者
- ・町内で事業を営むもの
- ・町内で活動するもの
- ・本町に納税義務を有するもの（法人を含む）
- ・パブリック・コメント手続に係る事案に利害関係を有するもの

【意見募集の結果】

結果は、後日町ホームページの他、総務防災課（町民係）などで公表します。

提出・照会先 総務防災課（町民係）

〒250-0398 箱根町湯本 256 番地

箱根町役場 総務防災課（町民係）

電話（85）7160 FAX（85）5872

Eメール sogomado@town.hakone.kanagawa.jp



コグニサイズ教室を開催します

コグニサイズとは、コグニション（認知）とエクササイズ（運動）を組み合わせた造語で、認知症の課題と運動課題を同時に行うことで、脳と体の機能を効果的に向上させることをねらった簡単な運動のことです。

今後、高齢化が進む中でも元気でいきいきとした楽しい人生を送るためには、頭も体も健康であることが大切です。元気な方も、より健康で長生きしていただくために脳トレや体を動かす習慣を身に付けてみませんか。

【日 時】 10月12日（火）13：30～15：00

【場 所】 総合保健福祉センター「さくら館」 2階訓練室（宮城野 881-1）

【内 容】 コグニサイズ（頭の体操と軽い運動を組み合わせたもの）など簡単な体操

【講 師】 公益財団法人かながわ健康財団 運動健康指導士 高垣茂子さん

【対 象】

- ・最近物忘れが気になる方や脳や体の健康維持に興味のある方。
- ・町内に住所を有する65歳以上の方で、医師に運動を止められていない方。
（軽度な運動や自力歩行が可能な方。）
- ・会場まで自力来所が可能な方。

【定 員】 20人（定員を超えた場合は、抽選となります。）

【持ち物・服装】 マスク、運動できる服装、運動できる靴（上履き）、飲料水、タオル

【感染防止対策】

新型コロナウイルス感染症の感染防止対策に協力してください。

- ・当日の朝に、自宅で体温を測定し平熱（36.9度以下）であることを確認してください。
- ・教室参加時には、必ずマスクを着用し、密にならないように（間近での会話や手の接触等）注意してください。
- ・会場への入室時に、非接触型体温計での体温測定、アルコールでの手指消毒に協力してください。
- ・今後の新型コロナウイルス感染症の感染の動向によっては、教室が中止になる可能性があります。その際は、参加者に改めてお知らせします。

【申込方法】

10月1日（金）まで申し込みを受け付けますので、電話で申し込んでください。

【申込・照会先】 福祉課高齢福祉係 電話（85）7790

認知症になっても住み慣れたまちで暮らしていくために

9月は「世界アルツハイマー月間」です。

認知症は、誰でもかかりうる身近な病気です。町では、認知症の方とその家族を地域でサポートするために、次のような取り組みを行っています。

認知症等行方不明SOSネットワーク事前登録

認知症の症状の一つとして、外出中に自分がどこにいるのか、自分の家がどこなのか分からなくなってしまうことがあります。認知症等行方不明SOSネットワークは、このような認知症の症状がある方について、事前に登録しておくことで、行方不明になった際、地域の関係者や警察などの関係機関と連携し、行方不明の認知症の方を早期発見・保護するシステムです。

また、登録された方を対象に、認知症の方等が保護された際、早期に身元の照会ができるようにするため「箱根町SOS登録シール」を配付しています。

高齢者を保護した方から福祉課に連絡をもらいナンバーから誰なのかわかる仕組みです。杖や洋服など普段身に着けるものに付けていただいています。



- 問い合わせ 福祉課高齢福祉係 電話(85)7790(直通) (シール見本)

GPS位置情報検索機器の貸与

「認知症等行方不明SOSネットワーク」に事前登録をされた方とその家族の希望により、所在不明の際にその位置情報を検索するための機器を町が貸し出します。

- 問い合わせ 福祉課高齢福祉係 電話(85)7790(直通)

ご家族の方へ～事前登録に加えて日ごろの工夫・心がけ～

- ◎ 身につけるものや持ち物に名前を書きましょう。(洋服の内側、靴の内側など外から見えない場所に名前を書いてください。)
- ◎ 玄関や出入り口に、鈴など音がするものをつけておきましょう。
- ◎ 顔写真を撮っておくと、いざという時に役立ちます。
- ◎ 散歩に付き合しましょう。(日ごろの行動を知ることができます。)
- ◎ 近所の方に声をかけておき、見守りなどの協力をしてもらいましょう。
- ◎ 普段から、本人の持ち物や服装を確認しておく習慣をつけましょう。(探すときの手がかりとなります。)



認知症相談

小田原保健福祉事務所では、認知症に関する相談として「保健師・ケースワーカーによる随時相談」と「専門医による定例相談」を行っています。

面接や訪問を希望される方は、電話で予約をしてください。

- 問い合わせ 小田原保健福祉事務所 保健予防課 電話0465(32)8000(代表)

おだわら・はこね家族会

認知症について、誰にも話せない介護の悩みや困っていることなど、同じ立場にある家族が語り合い、励ましあう集いの場です。

毎月第3金曜日の10時から12時まで、小田原市生涯学習センターけやき(小田原市役所となり)で開催しています。参加を希望される方は、お気軽にお問い合わせください。

- 問い合わせ 福祉課高齢福祉係 電話(85)7790(直通)



成年後見制度

認知症などの理由により判断能力が不十分な方が、財産管理や契約等の法律行為で不利益をこうむったり、権利や尊厳が侵害されたりすることのないように「後見人」と呼ばれる人が、身の回りに配慮しながら財産の管理や介護サービス等の契約を行い、ご本人の権利を守り生活を支援する制度です。

制度の詳しいことや、ご家族や近所の方で、成年後見制度の利用が必要と思われる方がいたらお気軽にお問い合わせください。

- 問い合わせ 箱根町地域包括支援センター 電話(85)3002(直通)

認知症サポーター養成講座

サポーターは、認知症について正しく理解し、偏見を持たず、認知症の方とその家族に対して温かい目で見守る応援者です。

「認知症の症状」「診断や治療方法」「認知症の方への接し方」など認知症の基礎知識を身につけ、サポーターの一員になりませんか。

- 問い合わせ 箱根町地域包括支援センター 電話(85)3002(直通)



「#はこねオレンジ大作戦」～オレンジのものをSNSに投稿しよう～

町では、9月21日の「世界アルツハイマーデー」に合わせて、9月27日(月)から10月1日(金)まで役場本庁舎住民ホールにおいて認知症の普及啓発活動を行います。

また、認知症の普及啓発活動を行う「認知症をにんちしよう会」では、認知症の正しい理解を求めるメッセージを込めて、認知症の人を支援する証の「オレンジリング」と同じオレンジ色のものを撮影し「#はこねオレンジ大作戦」「#認知症をにんちしよう会オレンジ大作戦」をつけてSNSに投稿する活動を9月30日(木)まで行っています。

町民の皆さんも参加して認知症の人を支える輪を広げましょう。

- 問い合わせ 福祉課高齢福祉係 電話(85)7790(直通)



認知症をにんちしよう会

Facebook

工事に伴う交通規制(湯本地内)

湯本地内の道路舗装工事を行います。

この工事に伴い、次のとおり交通規制を行います。大変ご迷惑をお掛けしますが、ご協力をお願いします。

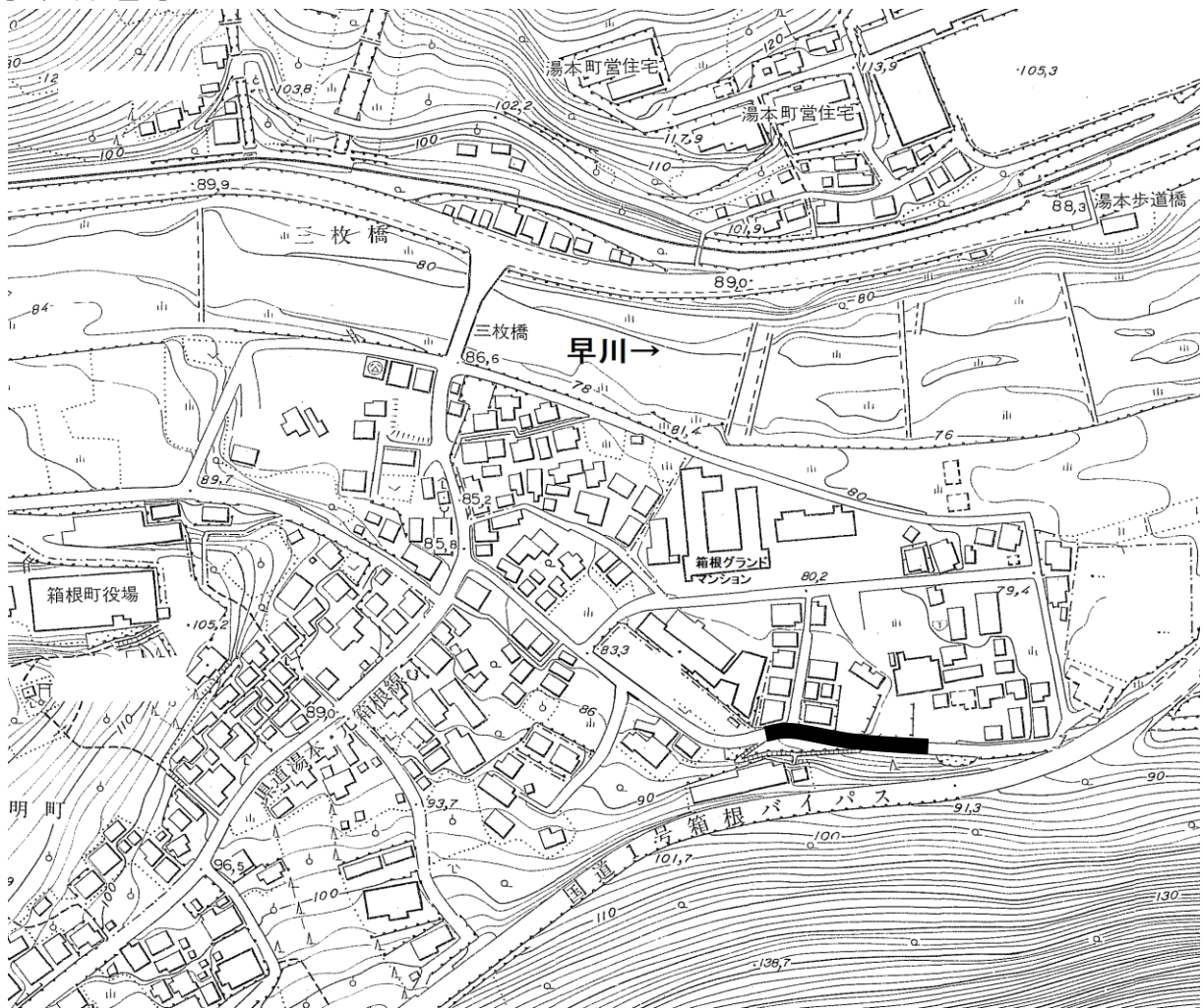
【場所】 湯本地内(町道湯71号線)

【期間】 9月中旬～10月中旬

【交通規制】 車両全面通行止め(昼間)

※交通誘導員の指示にご協力ください。

【案内図】



凡	例
	交通規制箇所

照会先 都市整備課道路工務係 電話(85)8600

今日から実行! 家庭での食中毒予防

食中毒の主な原因は、細菌やウイルスです。9月は気温や湿度の高い日が多いため、細菌が原因となる食中毒が多く発生します。食中毒予防のための3原則を守り予防しましょう。

* 食中毒予防のための3原則 *

食中毒の原因菌を・・・

つけない

増やさない

やっつける

【お弁当づくりのポイント】

【調理前】

- ・調理前、調理中、生の肉、魚、卵を扱った後や途中でペットに触ったり、トイレに行った後などは、必ず手をきれいに洗いましょう。
- ・手指に傷がある場合は、調理用の手袋などで手を覆いましょう。
- ・調理器具や弁当箱は、洗剤できれいに洗い、十分に乾燥させて使いましょう。
※パッキンの部分は分解して、シリコン製のカップは隅々まできれいに洗い十分に乾かして使いましょう。特に梅雨時や夏場は、使い捨てカップを使いましょう。
- ・野菜などの食材は、流水でよく洗いましょう（カット野菜もよく洗いましょう）。



【調理】

- ・食品の内部まで、しっかり加熱しましょう。（加熱目安は、中心部分を75℃で1分間以上）
- ・卵焼きやゆで卵などの卵料理は、半熟ではなく、完全に固まるまでしっかり加熱しましょう。
- ・火を通さなくても食べられるハムやかまぼこなども、できるだけ加熱調理しましょう。
- ・電子レンジを使うときは、途中でかき混ぜたりして、加熱ムラを防ぎましょう。

【詰める・保存する】

- ・水分が多いと細菌が増えやすくなるため、汁気をしっかり切って詰めましょう。
- ・食品の水漏れを防いだり、他の食品に細菌が移るのを防ぐために、仕切りや盛り付けカップを活用しましょう
- ・生野菜や果物はよく洗い、水気を切ってから詰め、別の容器にいれるとよいでしょう。
- ・ごはんやおかずは、よく冷ましてから詰めましょう。
- ・当日調理が基本ですが、作り置きや前日調理したものを詰めるときは、十分に再加熱しましょう。
- ・冷蔵庫やなるべく涼しいところに保管し、早めに食べましょう。
- ・車の中や日の当たるところに置くのは厳禁です！
長時間持ち歩く際や暑い時期は、保冷剤や保冷バック、クーラーボックスを利用しましょう。



【食べる前に】

- ・食べる前に、手をきれいに洗いましょう。
- ・もし、お弁当の味やにおいがおかしかったら、食べるのをやめましょう。

照会先 保険健康課健康推進係（さくら館） 電話（85）0800

マイナンバーカード専用 夜間休日窓口開設

新規申請写真不要！ 郵送受け取り可！

マイナンバーカードの交付を推進するため、夜間や休日であれば窓口に来られない方のために、次のとおり窓口を開設しますので、利用してください。

既に申請済のカードの受け取りや電子証明書の更新・発行、カードの新規申請ができます。新規申請ではオンライン申請サポートも行いますので、写真がなくてもカードが申請でき、カードを郵送で受け取ることも可能です。

開設日時

9月	29日（水）	17:15～19:15
10月	2日（土）	8:30～12:00
	10日（日）	8:30～12:00
	13日（水）	17:15～19:15
	27日（水）	17:15～19:15

【場 所】 役場 本庁舎2階 総務防災課町民係窓口

【取扱業務】 (1) マイナンバーカードの申請・受け取り
(2) 電子証明書の更新・発行
(3) マイナポイント予約支援 など

いずれの手続きも本人確認書類が必要です。
ご不明な点等につきましては、事前に問い合わせてください。

照会先 総務防災課町民係 電話（85）7160

不用品交換情報

譲ります！
譲ってください！！

(8月27日現在)

譲ります

番号	品名	規格	状態	価格
1358	犬小屋	中型犬用	良い	有償
1364	鳥かご		良い	無料

譲ってください

番号	品名	規格	状態	価格
2135	電子レンジ		普通	無料
2136	炊飯器	5.5合炊き	普通	無料
2137	猫用品	キャリーバッグ、ケージ、シート、フード等	普通	無料

- ※ 状態は新品・良い・普通・多少傷ありの4段階で表しています。
- ※ 家庭で使わなくなった品物などを、ごみに出す前に「不用品交換情報」に登録しませんか。他に必要としている方に、有料または無料で譲ることができます。
また、同時に譲ってほしいものの情報登録も受け付けています。
掲載期間は登録日から6か月間です。
- ※ 希望の商品が見つかったら、登録者の連絡先を知らせますので、連絡してください。
- ※ 本情報は、町内在住者のみ有効となります。
また、その後の引き取り方法などの交渉は当事者間で行って下さい。
なお、その際に問題が生じた場合は、当事者間の話し合いなどにより解決してください。

申込・照会先 環境課環境政策係 電話 (85) 9565

